

DCニッセイ外国株式インデックス

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- (1) 主として、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンドを通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。
- (2) 上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (3) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (4) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド
(マザーファンドは、日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。)

3. 主な投資制限

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (7) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (8) 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- (9) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. ベンチマーク

MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

5. 信託設定日

2015年3月31日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (1) この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- (2) やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年11月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.20412%(税抜0.189%)を乗じた額内訳(税抜)：

委託会社	年率0.0845%
受託会社	年率0.0200%
販売会社	年率0.0845%

10. 信託報酬以外のコスト

証券取引の手数料等、監査費用、信託事務の諸費用(信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息)、借入金の利息は、信託財産中から支払います。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日

- (1) ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付を行いません。
- (2) 金融商品取引所(※)の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いきれない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ外国株式インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCニッセイ外国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

(信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

(1) 株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。

(2) 為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

(3) 流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予想される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

(4) 基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドはMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざしますが、当該指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担することなどから基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。

(5) 短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

(6) ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(※) 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といいます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「DCニッセイ外国株式インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。